

○合格証明書の再交付

(第 23 条第 5 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第 23 条第 5 項において準用する第 22 条第 6 項
処分の概要	合格証明書の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	警備員の検定等に関する規則第 15 条第 3 項、第 4 項、第 5 項(合格証明書の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	14 日
申請先	当該合格証明書の交付申請を行った警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部生活安全企画課長